

FTA活用ガイド 改定に関する公募要領

2020年6月25日

日本機械輸出組合

通商・投資グループ

1. 調査の背景及び目的

当組合では、2009年に『FTA活用ガイド—EPA・FTAに基づく特惠関税の利用法—』を発行し、企業のEPA・FTA利用に関する実務の利用に供してきた。当該ガイドでは、実務担当者がインターネットでFTA関税を検索したり、実際に通関を行う上で必要とされる原産地証明の手続き、社内体制の整備に至る手順を記していた。

その後、ASEANをハブとするFTAのネットワーク拡充、日EU EPAやTPP(当時)の交渉進展を踏まえて、改訂版となるガイドを2015年に発行した。

更にその後、① CPTPP(TPP11)が2018年12月、日EU経済連携協定が2019年2月、日米貿易協定が2020年1月に発効したこと、②原産地証明制度が、第三者証明から自己証明に移行し、企業に証明書作成責任が生じたこと、③企業の海外事業活動が、日本からの輸出だけでなく、3国間同士の取引を含めたサプライチェーン型に移行していることなどを受けて、今般改めて同ガイドの更新を行うものである。

2. 調査項目

- (1) 通商関連の専門的知識を有しない方を主な対象とする初心者向けガイドとする。
- (2) 当組合所管製品の対象品目毎に、発効済FTA/EPAの対象か否かを判別できるリストを作成する。
- (3) 個別の関税率や原産地規則に関して、JETRO World Tariff、FEDEX 等の既存ツールを活用し、適宜参照する。
- (4) 現行版ガイドの説明部分は簡略化し、以下内容について簡素の内容の掲載を行う。
 - 1) 最近のFTA概要
 - 2) 「対象品目リスト」の製品別原産地規則の参照先リンク
 - 3) 三国間FTAの参照先リンク
 - 4) 自己証明制度
 - 5) 検認制度

3. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・提案内容は、調査目的を満たすこと。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、事業を効率的に実施できる体制を有する。

公募書類

4. 委託契約の条件

- ・委託金額：2,500,000 円(消費税込み)
- ・契約期間：契約日から 2020 年 10 月 31 日まで
- ・提出物：電子データで完成版の FTA 活用ガイドを提出

5. 応募資格

下記の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

2020 年 6 月 26 日～7 月 3 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入のうえ、以下の添付資料とともに E メールまたは郵送により提出下さい。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により、個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給いたしません。

(添付する資料)

企業または個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

2020 年 7 月中旬

当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：通商・投資グループ 和田、浅田

E メール：asada@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348 FAX:03-3436-6455

以上